

第9回公認心理師試験

受験上の配慮の手引

※配慮申請書類は、必ず**簡易書留**で提出してください。

配慮申請書類受付期間 (消印有効)	2025年12月 1日(月) から
	2025年12月26日(金) まで

【問い合わせ先】

一般財団法人公認心理師試験研修センター 配慮係

メールアドレス: info-hairyo@jccpp.or.jp

電 話 : 03-6912-2655
(平日10:00~17:00)

F A X : 03-3944-1885

※ 番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いいたします。

【受験上の配慮申請について】

1 受験上の配慮

受験にあたり特別な配慮が必要となる方は、受験上の配慮申請を行うことにより、その状況によって配慮を受けることができます。

なお、障害者手帳（視覚・聴覚・肢体不自由等）の有無、障害の種類や程度に関わらず、以下のような場合は、配慮申請が必要です。試験時間中に、補飲食、補聴器*又は人工内耳*の装用、糖尿病の血糖値測定器の使用、サングラス*の使用、眼鏡型でないルーペの使用、松葉杖の使用、帽子の着用、試験室内（自席）での水分の補給、服薬、目薬の使用、体型による可動式の机・椅子を希望する場合には、配慮申請が必要となります。

*無線通信機能のないもの。無線通信機能がある場合には、受信装置のスイッチを切って使用してください。

2 申請方法

- (1) 受験上の配慮については、本手引をご熟読の上、「受験上の配慮申請書【様式Ⅰ（3枚）】」（以下「配慮申請書」という。）、医師の「診断・意見書【様式2～5】（※）」等の必要書類を揃えて提出してください。

※指定の様式以外の診断書は受付できません。

申請書類に不備・不足があった場合には配慮申請が認められない可能性があります。記入漏れや書類の不備・不足がないように十分注意してください。また、受付期間終了後に配慮申請内容を追加することはできません。

過去に実施された試験において配慮申請して認められた場合でも、第9回試験においては、改めて医師の「診断・意見書（指定の様式）」等の必要書類を添えて、配慮申請する必要があります。

- (2) 受験上の配慮申請に必要な書類は、「受験申込書類」とは別の封筒で、以下の送付先宛に「簡易書留」にて郵送してください。

配慮申請に必要な書類の送付先

〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16ツインヒルズ茗荷谷10階
一般財団法人公認心理師試験研修センター 配慮係

- (3) 配慮申請書類は、2025年12月26日（金）まで（消印有効）に、上記送付先に提出してください。
不慮の事故等により、配慮申請書類受付期間終了後に受験上の配慮が必要になった場合を除き、受付期間終了後の配慮申請の受付はできません。また、受付期間終了後の配慮は、申請する理由が受付期間終了後に発生したときに限り行うものです。したがって、2025年12月26日（金）までに受験上の配慮が必要な理由が発生していた場合は申請書類の受付はできません。

なお、受付期間終了後の配慮申請は、ご希望に添えない場合がありますので、不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する必要がある場合には、速やかに申請してください。

配慮申請書類受付期間

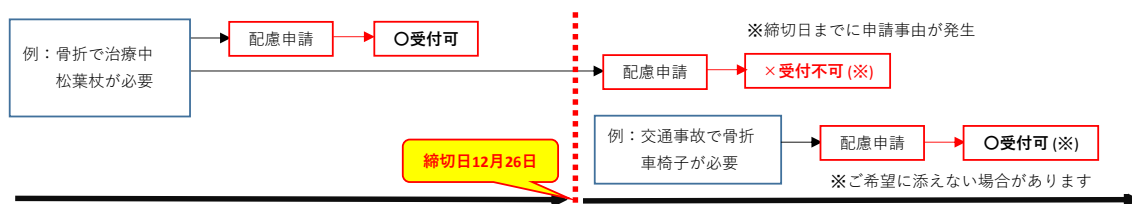
2025年12月1日(月)から2025年12月26日(金)まで（消印有効）

2025年12月26日(金)以降の消印の配慮申請は、不慮の事故等により受験上の配慮が受付期間終了後に必要になった場合のみ受け付けます。

※申請理由が受付期間終了後（締切日以降）に発生した場合に限り配慮対象になります。

※受験上の配慮が必要な理由が受付期間終了後（2025年12月27日（土）以降）に発生した場合は、メール又は電話でお問い合わせください。

メールアドレス：info-hairyo@jccpp.or.jp
電話：03-6912-2655（平日10:00～17:00）



3 受験上の配慮申請に必要な書類

受験上の配慮申請に必要な書類は次のとおりです。
障害等の種類や希望する受験上の配慮事項により必要な書類が異なります。

【共通事項】

◆受験上の配慮申請書（様式1）について

- ・希望する配慮事項をすべて記入してください。
- ・受験上の配慮申請書（様式1）3枚目の【症状等記入欄】及び【希望する配慮事項等】は記入必須項目です。

◆診断・意見書（様式2～5）について

- ・診断・意見書には希望するすべての配慮事項について具体的な理由を医師に記入してもらうようにしてください。十分な審査を行うために追加で診断書等の提出を求める場合があります。
- ・医師の指示のため、補飲食物、処方薬等医薬品等の物品を試験時間中に机の上に置くことを希望する場合には、医師による「診断・意見書」に物品名等（医薬品名等は一般名で記載されたもの）並びに服用や使用等の頻度について記載があるものを提出してください。

◆「身体障害者手帳等の写し」について

- ・「身体障害者手帳等の写し」を提出する場合は、**氏名、取得年月日、等級、障害名の記載のある箇所をコピーしてください。**（コピー用紙は、A4サイズを使用してください。）

◆以下（1）～（4）に掲げる事項以外に、希望する配慮事項、持参したい補助具等または希望する試験室内の環境等がある方は、「受験上の配慮申請書」3枚目の【希望する配慮事項等】欄に希望する配慮事項を具体的に記入してください。この場合でも（1）～（4）までと同様に、「**診断・意見書（様式2～5）**」を提出する必要があります。

また、受験の手引に記載の持参物品（筆記用具、プラスチック消しゴム、時計機能だけの腕時計）以外に試験会場に持ち込むことを希望する物品（※）の写真を提出してください。

※視覚障害者用CD読書器（プレクストーク）、拡大読書器、補聴器*又は人工内耳*の装用、補装具、医薬品、補飲食のための飲食物、血糖値測定器、サングラス*、眼鏡型でないルーペ、杖、帽子等。

*無線通信機能のないもの。無線通信機能がある場合には、受信装置のスイッチを切って使用してください。

◆以下の場合には、申請が不要（※）です。

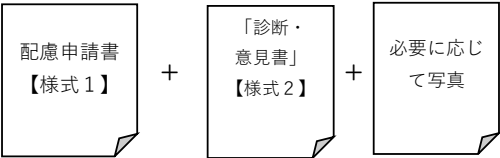
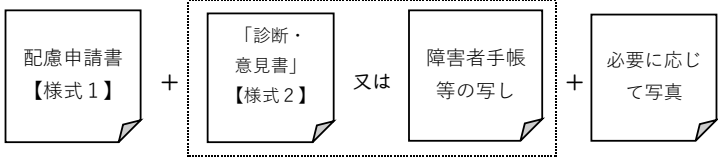
<申請が不要な配慮の対象の具体例>

- ・ハンカチ、ティッシュペーパーの使用、座布団（クッション）、ひざ掛けの使用、複数の眼鏡の使用

※上記内容は申請不要ですが、使用する場合、試験当日に監督員に申出をし、監督員が不正のないことを確認できた場合にのみ、使用を認めます。申出をせずに使用することや机の上に置くことはできません。

なお、体調不良による水分補給、服薬、目薬の使用については、監督員付添のもと廊下に出て行うことが可能です。

その際の試験時間の延長はありません。

(1) 視覚障害	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
・音声問題の使用 (CD又はSDカードの配付及び視覚障害者用CD読書器の持参使用) ・拡大文字問題の配付（約18ポイント） ・テキストデータ問題の配付 ・文字記入式による解答 ・代筆による解答 ・点字問題の配付、点字による解答 ・試験時間の延長(1.5倍/1.3倍) ・試験室内の試験監督員による援助	 ※試験時間の延長が必要で、視野に障害があり配慮を申請する方は、「視野コピー」を必ず提出してください。
・照明器具(卓上型)をセンターで用意 ・窓側の明るい座席を指定 ・直射日光が当たらない座席を指定 ・拡大鏡の持参使用 ・拡大読書器の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 (付添者は試験室に入れません。) ・乗用車で試験会場へ来場 (例：自家用車又はタクシーを使用/駐車場の利用又は送迎) ・その他	

(2) 聴覚障害	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
・手話通訳者の配置 ・発言事項の文書による伝達 ・座席を前方に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用 (※無線通信機能のないもの。無線通信機能がある場合には、受信装置のスイッチを切って使用してください。) ・その他	配慮申請書 【様式1】 + 「診断・意見書」 【様式3】 又は 障害者手帳 等の写し + 必要に応じて写真 ※聴覚に障害があり配慮を申請する方は、【様式3】に「オーディオグラム等の検査結果」を記入又は添付して提出してください。

(3) 肢体不自由	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
・代筆による解答 ・チェック式による解答 ・試験時間の延長(1.3倍) ・試験室内の試験監督員による援助	配慮申請書 【様式1】 + 「診断・意見書」 【様式4】 + 必要に応じて写真
・車椅子を使用して来場。一般椅子に移乗して受験 ※移動可能な机と椅子を用意します。 ・車椅子を使用して来場。車椅子のまま受験 ・試験室入口までの付添者の同伴 (付添者は試験室に入れません。) ・乗用車で試験会場へ来場 (例：自家用車又はタクシーを使用／駐車場の利用又は送迎) ・試験室を1階又はエレベーターのある棟に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・通路側や出入口に近い座席に指定 ・その他	配慮申請書 【様式1】 + 「診断・意見書」 【様式4】 又は 障害者手帳 等の写し + 必要に応じて写真

(4) 内部障害・難病に起因する障害・精神障害等（発達障害、高次脳機能障害を含む）・その他（妊娠等）	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
・別室（少人数）設定（個室の設定※） ※免疫抑制剤使用中等 ・その他	配慮申請書 【様式1】 + 「診断・意見書」 【様式5】 + 必要に応じて写真
・移動可能な机と椅子のある試験室に指定 ・試験室入口までの付添者の同伴 (付添者は試験室に入れません。) ・乗用車で試験会場へ来場 (例：自家用車又はタクシーを使用／駐車場の利用又は送迎) ・試験室を1階又はエレベーターのある棟に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・通路側や出入口に近い座席に指定 ・その他	配慮申請書 【様式1】 + 必要に応じて写真 「診断・意見書」 【様式4】 又は 障害者手帳 等の写し 又は 母子手帳 の写し ※「母子健康手帳」の写しを提出する場合は、氏名及び分娩予定日が記載されているページの写しを提出してください。（コピー用紙はA4サイズを使用してください。）

【希望する配慮事項と提出書類一覧表】

- ※ 水色の塗り潰しの事項を希望する場合は、必ず配慮の必要性を明記した医師の「診断・意見書（指定の様式）」が必要になります。
- ※ 障害等の種類ごとの配慮の要件等については、5～8ページ【表1】から【表5】のとおりです。
- ※ 受験上の配慮に関する相談を随時受け付けています。

障害等の種類	配慮事項 番号	希望する配慮事項	提出が必要な書類
視覚障害 〔表1〕	①	音声問題の使用（CD又はSDカードの配付及び視覚障害者用CD読書器の持参使用）	【様式2】
	②	拡大文字問題の配付（約18ポイント）	
	③	テキストデータ問題の配付	
	④	文字記入式による解答	
	⑤	代筆による解答	
	⑥	点字問題の配付	
	⑦	点字による解答	
	⑧	試験時間の延長(1.5倍/1.3倍)	
	⑳	試験室内の試験監督員による援助	
	㉑	照明器具(卓上型)をセンターで用意	【様式2】 又は 「障害者手帳」 の写し
	㉒	窓側の明るい座席を指定	
	㉓	直射日光が当たらない座席を指定	
	㉔	拡大鏡の持参使用	
	㉕	拡大読書器の持参使用	
	㉖	試験室入口までの付添者の同伴（付添者は試験室に入れません。）	
	㉗	乗用車で試験会場へ来場 例：「自家用車」又は「タクシー」を使用／「駐車場の利用」又は「敷地内まで送迎」	
聴覚障害 〔表2〕	㉘	手話通訳者の配置	【様式3】 又は 「障害者手帳」 の写し
	㉙	発言事項の文書による伝達	
	㉚	座席を前方に指定	
	㉛	補聴器又は人工内耳の装用（無線通信機能のないもの又は受信装置のスイッチを切って使用。）	
肢体不自由 〔表3〕	⑤	代筆による解答	【様式4】
	⑧	チェック式による解答	
	⑨	試験時間の延長(1.3倍)	
	㉜	試験室内の試験監督員による援助	
	㉝	車椅子を使用して来場。一般椅子に移乗して受験 ※移動可能な机と椅子を用意します。	【様式4】 又は 「障害者手帳」 の写し
	㉞	車椅子を使用して来場。車椅子のまま受験	
	㉟	試験室入口までの付添者の同伴（付添者は試験室に入れません。）	
	㊱	乗用車で試験会場へ来場 例：「自家用車」又は「タクシー」を使用／「駐車場の利用」又は「敷地内まで送迎」	
	㊲	試験室を1階又はエレベーターのある棟に設定	
	㊳	洋式トイレに近接する試験室に指定	
内部障害・ 難病に起因する障害・ 精神障害等（発達障 害、高次脳機能障害を 含む。）、その他（妊 娠している方） 〔表4〕	㊴	別室（少人数）設定（個室の設定※） ※免疫抑制剤使用中等	【様式5】
	㊵	移動可能な机と椅子のある試験室に指定	【様式5】 又は 「障害者手帳」 の写し 又は 「母子健康手帳」 の写し
	㊶	試験室入口までの付添者の同伴（付添者は試験室に入れません。）	
	㊷	乗用車で試験会場へ来場 例：「自家用車」又は「タクシー」を使用／「駐車場の利用」又は「敷地内まで送迎」	
	㊸	試験室を1階又はエレベーターのある棟に設定	
	㊹	洋式トイレに近接する試験室に指定	
	㊺	通路側や出入口に近い座席に指定	
障害等の重複 〔表5〕		上記配慮事項を組合せて希望する。	【様式2～5】の中で 該当する様式
①～㊺以外に希望する ものがある場合		上記①～㊺以外に希望するものがある場合は、【様式1（3枚目）】の【希望する配慮事項等】に記入してください。	【様式2～5】の いずれか

※パソコン（タブレット端末を含む。）の利用や配慮事項番号にない配慮事項を希望する場合は、事前に公認心理師試験研修センターに相談してください。

【受験上の配慮内容】

受験上の配慮を希望する受験者には、受験者からの申出によりその内容を審査の上、４～７ページ【表１】～【表５】までに掲げる受験上の配慮を行います。なお、試験会場の指定はできません。

障害等の種類ごとの配慮の要件等については、【表１】～【表５】のとおりです。

以下、丸囲みの番号（①～⑳）は、３ページ【希望する配慮事項と提出書類一覧表】の配慮事項番号です。

【表１】視覚障害

受験上の配慮の対象	審査の上、認められる受験上の配慮				
	配慮事項				左記以外で受験者の希望により認められる事項 (例示)
	解答 方法	試験 時間	試験室	センターで 用意するもの	
ア 全盲又は弱視力で、点字による出題又は音声読み上げによる出題、あるいはその両方によってのみ受験が可能な場合 全盲の方で点字を使用できない場合	点字による解答⑦ (注1) 代筆による解答⑤ (注2)	1.5倍 ⑧	別室	音声問題①(注4) (CD、SDカード) テキストデータ問題③ 点字問題⑥ 点字解答用紙 解答代筆者	・試験室内での試験監督員による援助⑳(注6) ・試験室入口までの付添者の同伴㉕ ・乗用車で試験会場へ来場㉖(注7)
イ 上記ア以外の強度の弱視で、次のいずれかに該当する場合 (1) 両眼の矯正視力がおおむね0.3未満 (2) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下 (3) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下 (4) 上記(1)(2)(3)以外で解答用紙にマークすることが困難	文字記入式による解答④ (注3)	1.3倍 ⑧ 1.0倍 (一般受験者と同じ)	別室 障害の状況等により設定	文字解答用紙	・拡大文字問題の配付②及び拡大鏡⑫の併用(注5) ・音声問題①併用(注4) (視覚障害者用CD読書器用CD、SDカードの配付) ・代筆による解答⑤ ・試験室内での試験監督員による援助⑳(注6) ・試験室入口までの付添者の同伴㉕ ・乗用車で試験会場へ来場㉖(注7) ・照明器具(卓上型)をセンターで用意⑨ ・窓側の明るい席を指定⑩(注8) ・直射日光が当たらない席を指定⑪ ・拡大鏡の持参使用⑫ ・拡大読書器の持参使用⑬
ウ 上記ア、イ以外で視覚に関する配慮を必要とする場合	なし(一般受験者と同じ)				

(注1) 「点字による解答⑦」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、受験者が点字解答用紙の解答欄(白紙部分)に点字で解答する方式で行う方法です。受験者は、点字器等筆記用具を持参してください。

なお、点字器等の筆記用具は、受験者自ら操作するものですので、不具合の有無を事前に確認の上、受験者の責任において使用してください。

(注2) 「代筆による解答⑤」とは、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、解答代筆者が、受験者に代わって解答用紙に数字を記入する解答方法です。

- (注3) 「文字記入式による解答④」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、**文字解答用紙の解答欄に数字を記入することにより解答する方法**です。
- (注4) 「音声問題①」は、試験問題を音声で読み上げたもので、デジタル図書の国際規格「DAISY」により作成されます。見出し情報による検索機能があり、これにより聞きたい場所を探すことができます。**CD又はSDカードをセンターが用意します**。CD及びSDカードの再生には「視覚障害者用CD読書器」が必要です。**受験者は「視覚障害者用CD読書器」を持参してください**。機器は、受験者が自ら操作するものですので、不具合の有無を事前に確認の上、受験者の責任において使用してください。
- なお、使用可能な「視覚障害者用CD読書器」の機種は、PTN1、PTN2、PTN3、PTR1、PTR2、PTR3、リンクポケット（すべてシナノケンシ㈱製プレクストークシリーズ）です。
- また、内蔵メモリに録音等が可能な機種においては、事前に録音データを消去した上で持参してください。試験開始前に、内蔵メモリに録音データが保存されている場合は、ご自身で消去してください。
- 試験開始後に、内蔵メモリに録音データが保存されていることが認められた場合は、当該試験を無効とする場合があります。
- (注5) 「拡大文字問題の配付②」とは、A4版の一般問題冊子をA3版に拡大し、**文字サイズを約18ポイントとしたものを配付すること**です。拡大文字問題は、**拡大鏡等と併用**できます。
- (注6) 「試験室内の試験監督員による援助④」は、試験時間中、試験室内において、試験監督員が**問題用紙をめく**ることや**消しゴム使用時に援助**をすることを想定しています。
- 「試験室内の試験監督員の援助④」を希望する方は、「問題用紙をめくこと」、「消しゴム使用時に援助をすること」を希望する場合も含めて、希望する援助内容を、**配慮申請書【様式1（3枚目）】の【希望する配慮事項等】欄に具体的に記入**してください。
- （試験室内の監督員は、食事、排泄等の介助は行いません。）
- 「乗用車で試験会場へ来場⑥」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として、乗用車等で来場することです。駐車場はセンターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から会場入口まで距離がある場合や、有料となる場合があります。なお、駐車料金は受験者の自己負担となります。
- (注8) 「窓側の明るい座席を指定⑩」を希望された場合であっても、試験会場によっては、窓がない等により窓側の座席が確保できないことがあります。その場合は、照明器具の設置等で対応することがあります。

〔表2〕聴覚障害

受験上の配慮の対象	審査の上、認められる受験上の配慮				
	配慮事項				左記以外で受験者の希望により認められる事項 (例示)
	解答方法	試験時間	試験室	センターで用意するもの	
聴覚に障害がある場合	なし（一般受験者と同じ）				・手話通訳者の配置⑭（注1） ・発言事項の文書による伝達⑮（注2） ・座席を前方に指定⑯ ・補聴器又は人工内耳の装用⑰（注3）

- (注1) 「手話通訳者の配置⑭」とは、試験室において受験者に手話通訳を行う手話通訳士等を配置することです。
- (注2) 「発言事項の文書による伝達⑮」とは、試験室において試験監督員の発言事項を記載した文書を配付することです。
- (注3) 「補聴器又は人工内耳の装用⑰」を希望する場合は、写真を添付のうえ申請してください。また、補聴器等に無線通信機能がある場合は、必ず受信装置のスイッチを切って使用してください。

※ コミュニケーション手段等〔意思伝達と意思理解の方法（発話、筆談、手話等）〕を、配慮申請書【様式1（3枚目）】の【症状等記入欄】に記入してください。

〔表3〕 肢体不自由

受験上の配慮の対象	審査の上、認められる受験上の配慮				
	配慮事項				左記以外で受験者の希望により認められる事項 (例示)
	解答方法	試験時間	試験室	センターで 用意するもの	
(1) 体幹の機能障害により座位を保つことができない場合	チェック式による 解答⑮ (注1)	1.3倍⑩	別室	チェック式解答用紙	・試験室内の試験監督員による援助⑳ (注4) ・試験室入口までの付添者の同伴㉑ ・乗用車で試験会場へ来場㉒(注5) ・車椅子を使用して来場し、 一般の椅子に移乗して受験㉓(注6) ・車椅子を使用して来場し、 車椅子のまま受験㉔(注7) ・試験室を1階又はエレベーターの ある棟に設定㉕ ・洋式トイレに近接する試験室に指定㉖ ・通路側や出入口に近い座席に指定㉗ ・杖の持参使用
(2) 両上肢の機能障害が著しく解答用紙にマークすることが困難な場合					
(3) 上記(1)(2)以外で解答用紙にマークすることが困難な場合		1.0倍 (一般受験者と同じ)	障害等の状況により 設定		
(4) 体幹又は両上肢の機能障害が著しく、チェック式解答が不可能な場合	代筆による解答⑤ (注2)	1.3倍⑩ (注3)	別室	解答代筆者	
		1.0倍 (一般受験者と同じ)			
(5) 上記(1)(2)(3)(4)以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする場合	なし(一般受験者と同じ)				

- (注1) 「チェック式による解答⑮」とは、一般の解答用紙にマークする解答方式に代えて、**チェック式解答用紙の解答欄の数字をチェックすることにより解答する方法です。**
- (注2) 「代筆による解答⑤」とは、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、解答代筆者が、受験者に代わって解答用紙に数字を記入する解答方法です。
- (注3) 代筆による解答⑤で試験時間延長(1.3倍)⑩に該当するのは、意思伝達に著しく時間を要すると認められる場合です。
- (注4) 「試験室内の試験監督員による援助㉑」は、試験時間中、試験室内において、試験監督員が**問題用紙をめくることや消しゴム使用時に援助をすることを想定しています。**
「試験室内の試験監督員の援助㉑」を希望する方は、「問題用紙をめくること」、「消しゴム使用時に援助をすること」を希望する場合も含めて、希望する援助内容を、**配慮申請書【様式1(3枚目)】の【希望する配慮事項等】欄に具体的に記入してください。**
(試験室内の試験監督員は、食事、排泄等の介助は行いません。)
- (注5) 「乗用車で試験会場へ来場㉒」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として、乗用車等で来場することです。駐車場はセンターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から会場入口まで距離がある場合や、有料となる場合があります。なお、**駐車料金は受験者の自己負担**となります。
- (注6) 「車椅子を使用して来場し、一般椅子に移乗して受験㉓」する受験者には、移動可能な机と椅子をセンターで用意します。**配慮申請書【様式1(3枚目)】の【希望する配慮事項等】欄に、車椅子のサイズ(全幅、全長(cm))を記入してください。**
- (注7) 「車椅子を使用して来場し、車椅子のまま受験㉔」する受験者は、**配慮申請書【様式1(3枚目)】の【希望する配慮事項等】欄に車椅子のサイズ(全幅、全長(cm))と必要な机の高さ(床から机の机上面までの高さ(cm))を記入してください。**

〔表４〕 内部障害・難病に起因する障害・精神障害等（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、その他（妊娠している方）

受験上の配慮の対象	審査の上、認められる受験上の配慮				
	配慮事項				左記以外で受験者の希望により認められる事項 (例示)
	解答方法	試験時間	試験室	センターで 用意するもの	
(1) 慢性の呼吸器、心臓、腎臓、消化器疾患、難病等の状態が継続しているため医療又は生活規制を必要とする場合又はこれに準ずる場合	なし (一般受験者と同じ)		障害等の状況により設定 (注1)	なし (一般受験者と同じ)	・別室（少人数）の設定（個室の設定）㉔ ・試験室入口までの付添者の同伴㉕ ・乗用車で試験会場へ来場㉖（注2） ・試験室を1階又はエレベーターのある棟に設定㉗ ・洋式トイレに近接する試験室に指定㉘ ・服薬を承認（注3） ・補飲食を承認（注3） ・移動可能な机と椅子のある試験室に指定㉙（注4） ・通路側や出入口に近い座席に指定㉚（注4）
(2) 精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）の場合			別室（少人数）		
(3) その他（妊娠している方、心身上の事情等）の場合			個室又は別室（少人数） ※免疫抑制剤使用中の場合等		

〔注１〕 試験室は、配慮希望の状況により設定する（「別室（少人数）」又は「個室※免疫抑制剤使用中の場合等」）こととなりますので、希望どおりにならない場合があります。

〔注２〕 「乗用車で試験会場へ来場㉖」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として、乗用車等で来場することです。駐車場はセンターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から会場入口まで距離がある場合や、有料となる場合があります。なお、駐車料金は受験者の自己負担となります。

〔注３〕 補装具、医薬品、補飲食のための飲食物等、受験の手引に記載の持参物品（筆記用具、プラスチック消しゴム、時計）以外に、試験会場に持ち込むことを希望するものについてはすべて写真撮影し、必ず申請書類とともに提出してください。ただし、試験時間中バッグ等に入れておくものについては、この限りではありません。医師の指示のため、補飲食物、処方薬等医薬品等の物品を試験時間中に机上に置くことを希望する場合には、医師による「診断・意見書（指定の様式）」に物品名等（医薬品名等は一般名で記載されたもの）並びに服用や使用等の頻度について記載があるものを提出してください。

〔注４〕 妊娠している方への配慮について、【様式Ⅰ（２枚目）】の「移動可能な机と椅子のある試験室に指定㉙」のほか、「通路側や出入口に近い座席に指定㉚」を想定しています。これらの配慮を希望する場合、該当のチェック欄に✓をつけ、「母子健康手帳」の写し（氏名及び分娩予定日が分かるページ）を提出してください。

それ以外の配慮を希望する場合は、【様式Ⅰ（２枚目）】の各項目に該当する場合はチェック欄に✓をつけ、各種「手帳」の写し又は「診断・意見書（指定の様式）」を提出してください。

該当項目がない場合は【様式Ⅰ（３枚目）】の【希望する配慮事項等】に希望する配慮内容を記入の上、「診断・意見書（指定の様式）」を提出してください。

〔表５〕 障害等の重複

受験上の配慮の対象	審査の上、認められる受験上の配慮
複数の障害等を併せ持つ場合	障害等の種類及び程度に応じ、〔表Ⅰ〕から〔表４〕までのそれぞれの該当の欄に記載の事項

【受験上の配慮の決定・お問い合わせ】

1 受験上の配慮の決定

決定した受験上の配慮については、「受験上の配慮審査決定通知書（以下「配慮決定通知」という。）」に記載し、受験票交付日に郵送する予定です。

この「配慮決定通知」に「受験上の注意事項」も同封しますので、必ず確認してください。

また、受験票のほかに「配慮決定通知」と「受験上の注意事項」は必ず試験当日試験会場に持参してください。

※ 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から、障害者福祉の専門家である医師等の審査を経て決定しますので、希望どおりにならない場合があります。また、通知した配慮のほかにご希望がある場合でも、追加の申請を行うことはできません。

2 受験上の配慮についてのお問い合わせ

2026年2月17日（火）までに「配慮決定通知」が届かない場合や、不明な点等がある場合は、公認心理師試験研修センターまでお問い合わせください。